○空き家賃貸活用支援事業の申請等の手順

空き家利活用の検討

【自己所有の空き家の場合】
空き家を賃貸物件としたいが、
このままの状態だと賃貸できない

【新たな空き家を購入】
（これまでに賃貸として
取り扱っていない空き家を購入）

↓　↓

空き家を賃貸物件として活用するために改修の必要があると判断
（工事内容の検討と見積り等の準備）

↓　↓

空き家賃貸活用支援事業

1　計画認定の申請
※補助対象経費 30 万円以上

①申請 →
（様式第 1 号・第 2 号）
← ②通知書
（様式第 3 号）

↓
（通知日から 3 ヶ月以内に工事着手）

2　改修工事の実施

【変更等があった場合】
※変更承認申請(様式第 7 号) →
← ※通知書

↓
↓

3　改修工事完了（年度内）

③完了届 →
（様式第 4 号・第 5 号）
← ④適合通知
（様式第 6 号）

↓

（市の空き家・空き地情報バンクに
賃貸物件として登録）

↓

4　入居者との賃貸借契約を締結

↓

【補助金を受けるには…】
適合通知から **1 年以内**に入居者との賃貸借契約を締結し、交付申請書を提出すること。

5　補助金の交付申請

⑤補助金交付申請
賃貸借契約書の写し →
（様式第 8 号・第 9 号）
← ⑥補助金交付決定
及び額確定通知
（様式第 11 号）

↓

6　補助金の請求

⑦請求書 →
（様式第 12 号）
← ⑧補助金の支払

高岡市
建築政策課

お問合せ
（0766）
30-7291